

東京大学大学院法学政治学研究科附属法・政治デザインセンター運営委員会規則

2015 年 3 月 5 日教授会
2024 年 12 月 12 日教授会

第 1 条 運営委員会は、センター長及び法学政治学研究科教授会から選出された委員若干名をもって構成する。

第 2 条 運営委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、センター長が法学政治学研究科長をもって充てられるときは、センター長が委員の中から委嘱する。センター長が法学政治学研究科長に任命されるときは、委員長はセンター長をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

第 3 条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの事業計画、予算及び決算に関する事項
- (2) その他センターの運営に関する事項

2 運営委員会の議事は、委員の 2 分の 1 以上が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、センター長が必要と認めるときは、書面により決議することができる。

附 則

この規則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。